三十一　ペルフルオロオクタン酸関連物質（次に掲げるものをいう。第三十八号において同じ。）	三十一　ペルフルオロオクタン酸関連物質（次に掲げるものをいう。）
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
三十二～三十六　（略）	三十二～三十六　（略）
三十七　ペルフルオロアルカン酸（炭素数が九から二十一までのものに限る。）（別名ＬＣ－ＰＦＣＡ）又はその塩	（新設）
三十八　長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第四十二号の規定に基づき化学物質を定める省令（令和八年厚生労働省、経済産業省、環境省令第六号）に規定するもの（ペルフルオロオクタン酸関連物質を除く。）をいう。）	（新設）
三十九　チオりん酸Ｏ・Ｏ－ジエチル－Ｏ－（三・五・六－トリクロロ－二－ピリジル）（別名クロルピリホス）	（新設）
四十　ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が十四から十七までのものであって、塩素の含有量が分子量の四十五パーセント以上のものに限る。）（別名ＭＣＣＰ）	（新設）
四十一　（略）	三十七　（略）

附　則

この告示は、令和八年十一月二十二日から施行する。

その他告示

○国家公安委員会告示第四十三号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の四第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和八年八月二十六日付けをもって次のとおり移動用小型車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和八年九月十八日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	移動用小型車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　U26－2	電動シニアカー ＣＣ21	21テクノロジー株式会社 福岡県福岡市博多区千代３－３－13

○国家公安委員会告示第四十四号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和八年八月二十六日付けをもって次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和八年九月十八日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N26－67	ＷＩＬＬＧＯ　ＳＥ ＥＢ－ＦＬ－260ＢＡ－ＡＥ	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中１－２－26
交　N26－68	電動アシスト自転車 ＤＹ2601Ｌ	Xianyou Nuoqiang' an Trading Co., Ltd. Room 115, Building 1, No. 168 Yundiao Road, Zhongyue Village, Duwei Town, Xianyou County, Putian City, Fujian Province
交　N26－69	電動アシスト自転車 ＪＹ0034	Xiari Tongda Supply Chain Co., Ltd. Room 2403, No. 7, Hengshan Yili, Jimei District, Xiamen City, Fujian Province, China
交　N26－70	ブリヂストンアシスタ Ｂ87	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N26－71	ＶＯＴＡＮＩ　Ｈ３ ＹＴＦＴ12	株式会社ＢＥＳＶ　ＪＡＰＡＮ 東京都渋谷区恵比寿西２－19－９　ＳＧビル
交　N26－72	ＳＮＣ－ｍｏｂｉｌｉｔｙ　ｐｌｕｓ ｇｌｏｂａｌ　ｓｈａｒｅ　ｂｉｋｅ② ＳＮＡ－ＥＰＫ2601ＥＳＶ②	シナネンサイクル株式会社 東京都品川区東品川１丁目39番地20号
交　N26－73	ブリヂストンアシスタ Ｂ88	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N26－74	ブリヂストンアシスタ Ｂ89	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N26－75	ブリヂストンアシスタ Ｂ90	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N26－76	ＨＵＭＭＥＲ－ＦＤＢ206ＦＡＴ－ＥＢＩＫＥ ＨＭ－ＦＤＢ206ＦＡＴ－Ｅ	ジック株式会社 大阪府大阪市住之江区柴谷１－１－40
交　N26－77	ＦＣ411 ＦＣ411	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13